かつしかプレミアム付商品券の取扱店を募集します

葛飾区商店街連合会が販売するプレミアム付商品券の取扱店を募集します。

募集要項・申込方法など詳しくは、かつしかプレミアム付商品券運営事務局ホームページ（https://www.katsushikaku-premium.com）をご覧になるか、かつしかプレミアム付商品券運営事務局へお問い合わせください。

【対象】　区内で小売業・飲食業・サービス業などの事業を営み、葛飾区商店街連合会に加盟している店舗（葛飾区商店街連合会に加盟していない店舗は、準会員(年会費2,000円)に加盟していただきます）

【問い合わせ】

▶取扱店の申し込みなどについて
　かつしかプレミアム付商品券運営事務局　☎03 - 5875 - 7391

▶葛飾区商店街連合会への加盟について
　葛飾区商店街連合会　☎03 - 3838 - 1813
　いずれも月～金曜日(祝日を除く)／午前10時～午後４時

【担当課】　商工振興課

購入方法など詳しくは、広報かつしかなどで順次お知らせします。

かつしか健康チャレンジ 参加者募集

スマートフォンアプリまたは活動量計を使って、歩数や食事内容を記録することで、数値変化の確認ができます。今年度から食事・心・歯科衛生を実施内容に加えました。

また、歩き方やトレーニング方法、健康的な食事のコツに関するセミナーや、ウェブサイト上で開催するウオーキングイベントを実施予定です。参加を希望する方は説明会への出席が必要です。

説明会

【日時】　４月24日㈯▶アプリ参加者向け　午前10時～正午
　　▶活動量計参加者向け　午後２～４時
【会場】　青戸地区センター(青戸５ - 20 - ６)

【対象】　区内在住・在勤・在学の方
▶アプリ　30人　▶活動量計　20人

活動量計での参加の場合、専用のウェブサイトの利用が必要です。また、一部サービスの利用に制限があります。詳しくは区ホームページをご覧ください。

【申込方法】　ハガキまたは封書に「健康チャレンジ」・参加方法(アプリまたは活動量計)・住所・氏名(フリガナ)・生年月日・性別・身長・電話番号・メールアドレス(お持ちの方)を書いて、４月14日㈬(必着)まで(多数抽選)。

【申し込み・担当課】
〒125 - 0062青戸４ - 15 - 14健康プラザかつしか内
地域保健課　☎03 - 3602 - 1231

◀区ホームページ

フードドライブ常設窓口を設置します

「食品ロス」削減を目的に家庭で余っている食品をお持ちいただく窓口を設置します。集まった食品は、社会福祉協議会と連携して、福祉施設や子ども食堂などにお渡しします。

【受付場所・日時】　リサイクル清掃課(区役所４階409番)
月～金曜日(祝日・年末年始を除く)／午前８時30分～午後５時15分

【対象食品】
缶詰、インスタント・レトルト食品、調味料、嗜好品、飲料、乾物(乾麺・海藻など)、乳幼児用食品（粉ミルク・離乳食・ベビーフードなど)、健康食品（栄養補助食品・サプリメントなど）などで、次の全てに該当する物

▶未開封　▶ビン詰めの食品でない
▶賞味期限が１カ月以上ある(要明記)　▶生鮮食品でない
▶包装や外装が破損していない　▶常温で保管できる

【担当課】　リサイクル清掃課　☎03 - 5654 - 8273

若々しさを保つために 毎日続けよう“お口の体操”

【担当課】　健康づくり課　☎03 - 3602 - 1268

口には「食べる」「話す」「笑う」など、豊かで楽しい生活をするための大切な役割があります。
舌や口周りの筋肉は動かすほど鍛えられ、おいしく食事ができるだけでなく、表情が明るくなり若々しく見えます。

(公社)葛飾区歯科医師会
副会長　原田昇

動画を見ながらお口の体操をしよう♪

新型コロナウイルス感染症の予防のため外出を控えている今、人との会話が少なくなるなど、口を動かす機会が減っています。「かつしか笑顔いきいきお口体操」を毎日の習慣に取り入れて、若々しさを保ちましょう。

▲動画はこちら

令和３年度国民健康保険料の算定基準が決まりました

令和２年中の総所得金額および山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計額から、基礎控除額43万円を差し引いた金額(旧ただし書き所得)を基に計算します。令和３年度の決定通知書兼納入通知書などは６月16日㈬に発送予定です。

あなたの世帯の年間保険料 ＝

医療分保険料(基礎賦課額)	支援金分保険料(後期高齢者支援金等賦課額)	介護分保険料(介護納付金賦課額)
賦課限度額は63万円	賦課限度額は19万円	賦課限度額は17万円
所得割額：加入者全員の旧ただし書き所得の合計×7.13%	所得割額：加入者全員の旧ただし書き所得の合計×2.41%	所得割額：該当者全員の旧ただし書き所得の合計×2.03%
＋	＋	＋
均等割額：38,800円×加入者数	均等割額：13,200円×加入者数	均等割額：17,000円×該当者数

※介護分保険料は40～64歳までの国保加入者(介護保険第２号被保険者)が対象です。
※前年の総所得金額等が一定基準以下の世帯は、均等割額を７・５・２割に軽減して計算します。
　均等割額の軽減判定をするためには、住民税の申告が必要です。

令和３年２月の国民健康保険料を特別徴収(年金天引き)で納めた方へ

令和３年４月・６月は、令和３年２月と同額を仮徴収します。

８月～令和４年２月の特別徴収は、年間保険料額(６月16日㈬に通知を送付予定)から４月・６月で仮徴収した金額を引いた残額となります。

口座振替に切り替えることもできます。手続きなど詳しくはお問い合わせください。

なお、世帯主の方が令和３年度中に75歳になる場合は、口座振替や納付書（普通徴収）による支払いに切り替わります。

【担当課】　国保年金課　☎03 - 5654 - 8210